

盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る国の示す基準と盛岡市の現行基準

(1) 各家庭的保育事業に共通する事項

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない</li> <li>・特例として、食事の提供について連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。また、離島などの地域においては学校、学校給食センターからの搬入も可とする</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設において入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない</li> <li>・特例として、3歳以上の幼児の食事の提供については外部からの搬入も可とする</li> </ul>	
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者に対し、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない</li> </ul>	
家庭的保育事業者等の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児の人権に配慮し、人格を尊重すること</li> <li>・地域社会との交流及び連携を図ること</li> <li>・自ら評価を行い、常にその改善を図ること</li> <li>・定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図ること</li> <li>・事業の目的を達成するために必要な設備を設けること（居宅訪問型保育事業を除く）</li> <li>・採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払うこと（居宅訪問型保育事業を除く）</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の人権に配慮し、人格を尊重すること</li> <li>・地域社会との交流及び連携を図ること</li> <li>・自ら評価を行い、常にその改善を図ること</li> <li>・定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図ること</li> <li>・事業の目的を達成するために必要な設備を設けること</li> <li>・採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び入所者に対する危害防止に十分な考慮を払うこと</li> </ul>	
保育所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。（離島その他地域であって連携施設の確保が著しく困難な場合はこの限りでない）</li> <li>①集団保育の機会の設定・相談・助言の他保育の内容に関する支援</li> <li>②必要に応じた代替保育の提供</li> <li>③保護者の希望に基づき、保育の提供後引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定なし</li> </ul>	

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器具，非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに，非常災害に対する具体的計画を立て，不断の注意と訓練をするように努めなければならない</li> <li>・避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回は行うこと</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器具，非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに，非常災害に対する具体的計画を立て，不断の注意と訓練をするように努めなければならない</li> <li>・避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回は行うこと</li> </ul>	
職員の一般的な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は，健全な心身を有し，豊かな人間性と倫理観を備え，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者は，職員に対し研修の機会を確保しなければならない</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は，健全な心身を有し，豊かな人間性と倫理観を備え，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者は，職員に対し研修の機会を確保しなければならない</li> </ul>	
利用者の取扱の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児の国籍，身上，社会的身分又は費用を負担するか否かによって差別的扱いをしてはならない</li> <li>・虐待等の禁止</li> <li>・懲戒に係る権限の濫用禁止</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児の国籍，身上，社会的身分又は費用を負担するか否かによって差別的扱いをしてはならない</li> <li>・虐待等の禁止</li> <li>・懲戒に係る権限の濫用禁止</li> </ul>	
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない</li> <li>・感染症又は食中毒の予防，まん延防止</li> <li>・必要な医薬品その他医療品等を備え付け，適正に管理すること</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない</li> <li>・感染症又は食中毒の予防，まん延防止</li> <li>・必要な医薬品その他医療品等を備え付け，適正に管理すること</li> </ul>	
帳簿の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員，財産，収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員，財産，収支及び入所者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない</li> </ul>	
秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び職員であった者の秘密漏洩の禁止</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び職員であった者の秘密漏洩の禁止</li> </ul>	
苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付窓口の設置</li> <li>・市町村から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行うこと</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付窓口の設置</li> <li>・市町村から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行うこと</li> </ul>	

## (2) 家庭的保育事業

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
面積・設備	・ 保育を行う専用の部屋 部屋面積は9.9㎡以上（保育する乳幼児が3人を超える場合には、1人につき3.3㎡を加えた面積）を設けること	参	・ 乳児室又はほふく室 乳児又は2歳未満 1人につき3.3㎡以上 ・ 保育室又は遊戯室 2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上	
	・ 屋外遊戯場 同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可） 面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上	参	・ 屋外遊戯場（付近の代替地不可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡	
	・ 調理設備	従	・ 調理設備	
	・ 便所	参	・ 便所	
職員	・ 家庭的保育者 （市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） ・ 嘱託医 （連携施設と同一の嘱託医に委嘱可） ・ 調理員 （調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は不要）	従	・ 保育士 ・ 嘱託医 ・ 調理員 （調理業務の全部を第三者に委託する施設にあつては置かないことができる）	
職員数	・ 乳幼児3人につき1人 ・ 家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者）を置く場合には、5人まで可）	従	・ 1歳未満児 3人：1人 ・ 1歳以上3歳未満児 6人：1人 ・ 3歳以上4歳未満児 20人：1人 ・ 4歳以上児 30人：1人 ※1施設につき2人を下ることはできない	
保育時間	・ 1日につき8時間を原則とする	参	・ 1日につき8時間を原則とする	
保育の内容	・ 保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供	従	・ 保育指針に従い、養護及び保育を一体的に行うことをその特性とする	

## (3)小規模A型

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
設備・ 面積	保育室等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上</li> <li>・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室又はほふく室 乳児又は2歳未満 1人につき3.3㎡以上</li> <li>・保育室又は遊戯室 2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき 3.3㎡以上</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外遊戯場（付近の代替地不可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所</li> </ul>	
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・嘱託医 (連携施設と同一の嘱託員に委嘱可)</li> <li>・調理員 (調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は不要)</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・嘱託医</li> <li>・調理員 (調理業務の全部を第三者に委託する施設にあつては置かないことができる)</li> </ul>	
職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児 おおむね3人：1人</li> <li>・満1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人</li> <li>・満3歳以上4歳に満たない児童 おおむね20人：1人</li> <li>・満4歳以上の児童 おおむね30人：1人</li> </ul> ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※保健師又は看護師を1名に限り保育士とできる。	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳未満児 3人：1人</li> <li>・1歳以上3歳未満児 6人：1人</li> <li>・3歳以上4歳未満児 20人：1人</li> <li>・4歳以上児 30人：1人</li> </ul> ※1施設につき2人を下ることはできない	

## (4)小規模B型

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士，保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者）</li> <li>・嘱託医 （連携施設と同一の嘱託員に委嘱可）</li> <li>・調理員 （調理業務を委託する場合，搬入施設から食事を搬入する場合は不要）</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・嘱託医</li> <li>・調理員 （調理業務の全部を第三者に委託する施設にあつては置かないことができる）</li> </ul>	
職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児 おおむね3人：1人</li> <li>・満1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人</li> <li>・満3歳以上4歳に満たない児童 おおむね20人：1人</li> <li>・満4歳以上の児童 おおむね30人：1人</li> </ul> ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※半数以上保育士とする。 ※保健師又は看護師を1名に限り保育士とできる。	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳未満児 3人：1人</li> <li>・1歳以上3歳未満児 6人：1人</li> <li>・3歳以上4歳未満児 20人：1人</li> <li>・4歳以上児 30人：1人</li> </ul> ※1施設につき2人を下ることはできない	
設備・面積	保育室等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上</li> <li>・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室又はほふく室 乳児又は2歳未満の幼児 1人につき3.3㎡以上</li> <li>・保育室又は遊戯室 2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外遊戯場（付近の代替地不可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備</li> <li>・便所</li> </ul>	従 参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備</li> <li>・便所</li> </ul>	

## (5)小規模C型

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
設備・ 面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児又は満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上</li> <li>・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児又は2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上</li> <li>・2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき 3.3㎡以上</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外遊戯場（付近の代替地不可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所</li> </ul>	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所</li> </ul>	
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者 （市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）</li> <li>・嘱託医 （連携施設と同一の嘱託員に委嘱可）</li> <li>・調理員 （調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は不要）</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・嘱託医</li> <li>・調理員 （調理業務の全部を第三者に委託する施設にあつては置かないことができる）</li> </ul>	
職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児 3人につき1人</li> <li>・家庭的保育補助者を置く場合には 5人まで可</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳未満児 3人：1人</li> <li>・1歳以上3歳未満児 6人：1人</li> <li>・3歳以上4歳未満児 20人：1人</li> <li>・4歳以上児 30人：1人</li> <li>※1施設につき2人を下ることはできない</li> </ul>	
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6人以上10人以下とする</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定なし</li> </ul>	

(6) 居宅訪問型保育事業

項目	国の示す基準	従／参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</li> <li>・子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</li> <li>・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育</li> <li>・母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育</li> <li>・離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</li> </ul>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育指針に従い、養護及び保育を一体的に行うことをその特性とする</li> </ul>	
職員	<p>家庭的保育者</p> <p>※必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者</p>	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・嘱託医</li> <li>・調理員</li> </ul> <p>（調理業務の全部を第三者に委託する施設にあつては置かないことができる）</p>	
職員数	乳幼児1人につき1人	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳未満児 3人：1人</li> <li>・1歳以上3歳未満児 6人：1人</li> <li>・3歳以上4歳未満児 20人：1人</li> <li>・4歳以上児 30人：1人</li> </ul> <p>※1施設につき2人を下ることはできない</p>	
設備・備品	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品を備えなければならない	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児又は2歳未満乳児室又はほふく室</li> <li>・2歳以上保育室又は遊戯室</li> </ul>	
連携施設	居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定なし</li> </ul>	

(7) 事業所内保育

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考																										
利用定員の設定	利用定員数の区分ごとに地域枠の定員を設ける	参	・規定なし																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>				利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1～5人	1人	6～7人	2人	8～10人	3人	11～15人	4人	16～20人	5人	21～25人	6人	26～30人	7人	31～40人	10人	41～50人	12人	51～60人	15人	61～70人	20人	71人以上	20人
	利用定員数				その他の乳児又は幼児の数																									
	1～5人				1人																									
	6～7人				2人																									
	8～10人				3人																									
	11～15人				4人																									
	16～20人				5人																									
	21～25人				6人																									
	26～30人				7人																									
	31～40人				10人																									
	41～50人				12人																									
	51～60人				15人																									
61～70人	20人																													
71人以上	20人																													
職員	利用定員20人以上 ・保育士 ・嘱託医 (連携施設と同一の嘱託員に委嘱可) ・調理員 (調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は不要)	従	・保育士 ・嘱託医 ・調理員 (調理業務の全部を第三者に委託する施設にあつては置かないことができる)																											
	利用定員19人以下 ・保育士、保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者) ・嘱託医 (連携施設と同一の嘱託員に委嘱可) ・調理員 (調理業務を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は不要)																													

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
職員数	利用定員20人以上 ・乳児 おおむね3人：1人 ・満1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人 ・満3歳以上4歳に満たない児童 おおむね20人：1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人：1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※2人以上保育士とする。 ※保健師又は看護師を1名に限り保育士とできる。	従	・1歳未満児 3人：1人 ・1歳以上3歳未満児 6人：1人 ・3歳以上4歳未満児 20人：1人 ・4歳以上児 30人：1人 ※1施設につき2人を下ることはできない	
	利用定員19人以下 ・乳児 おおむね3人：1人 ・満1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人 ・満3歳以上4歳に満たない児童 おおむね20人：1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人：1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※半数以上保育士とする。 ※保健師又は看護師を1名に限り保育士とできる。			
設備・面積	利用定員20人以上 ・乳児室 2歳未満1人につき1.65㎡ ほふく室 1人につき3.3㎡ ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡	参	・乳児室又はほふく室 乳児又は2歳未満の幼児 1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室 2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上	
	利用定員19人以下 ・乳児室・ほふく室 1人につき3.3㎡ ・保育室 1人につき1.98㎡			
	・屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき 3.3㎡	参	・屋外遊戯場（付近の代替地は認めず） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡	
	調理室	従	調理室	
	便所	参	便所	
耐火基準等	・保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること ・非常警報機等、必要な設備を備えていること	参	・保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること ・非常警報機等、必要な設備を備えていること	

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
連携施設	連携施設を確保しないことができる	従	・規定なし	